

## 北上市告示甲第3号

北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付要綱を次のように定め、令和5年2月1日から施行し、同日以降に取得する第二種免許に係る補助金から適用する。

令和5年1月31日

北上市長 高橋敏彦

### 北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、交通事業者の人材確保を支援し、公共交通の維持を図るため、従業員の第二種免許取得に要する費用を負担する交通事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第4条の許可を受け、同法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) 第二種免許 道路交通法（昭和35年法律第105号）第86条第1項に規定する普通第二種免許をいう。
- (3) 運転手養成支援制度 交通事業者が、第二種免許取得後に継続して運転手として雇用する見込みである従業員に対し、第二種免許を取得するための費用を負担する制度をいう。

#### (補助対象者)

第3 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、運転手養成支援制度を実施する者であって、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 北上地区タクシー業協同組合に加盟し、市内に本店又は法第5条第1項第3号に規定する事業計画に定める営業所を置く交通事業者であること。
- (2) 納期の到来している市税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。

(補助対象経費)

第4 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が運転手養成支援制度により負担した費用とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、従業員1人につき、補助対象経費の2分の1の額(国、地方公共団体その他の機関から別に助成措置を受けた場合は、補助対象経費から当該助成措置の額を控除した額の2分の1の額)とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とし、15万円を上限とする。

2 同一の補助対象者に交付する補助金の額は、1会計年度につき60万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 法第4条の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 納期の到来している市税を滞納していないことを証明する書類
- (3) 従業員が運転手養成支援制度を利用していることが分かる書類
- (4) 第二種免許取得後の運転免許証の写し
- (5) 補助対象経費の支出を確認できる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出期限は、従業員が第二種免許を取得した日(以下「取得日」という。)から起算して30日を経過した日又は取得日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決定をした日に申請者から請求があったものとみなして、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第8 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(補助金交付の実施期間)

第9 この告示による補助金の交付を実施する期間は、令和5年2月1日から令和6年3月31日までとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

様式第1号（第6関係）

年 月 日

北上市長 様

所 在 地  
名 称 及 び  
代 表 者 氏 名

北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付申請書兼請求書

年度において北上市公共交通人材確保支援事業補助金を受けたいので、北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、申請に当たり、同要綱第3に規定する補助対象者に該当することを誓約します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助金の振込先口座
- 3 添付書類

様式第2号（第7関係）

北上市指令 第 号

所 在 地

名 称 及 び

代表者氏名

北上市公共交通人材確保支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市公共交通人材確保支援事業補助金について、次のとおり決定したので、北上市公共交通支援事業補助金交付要綱第7の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



補助金の交付決定額 金

円